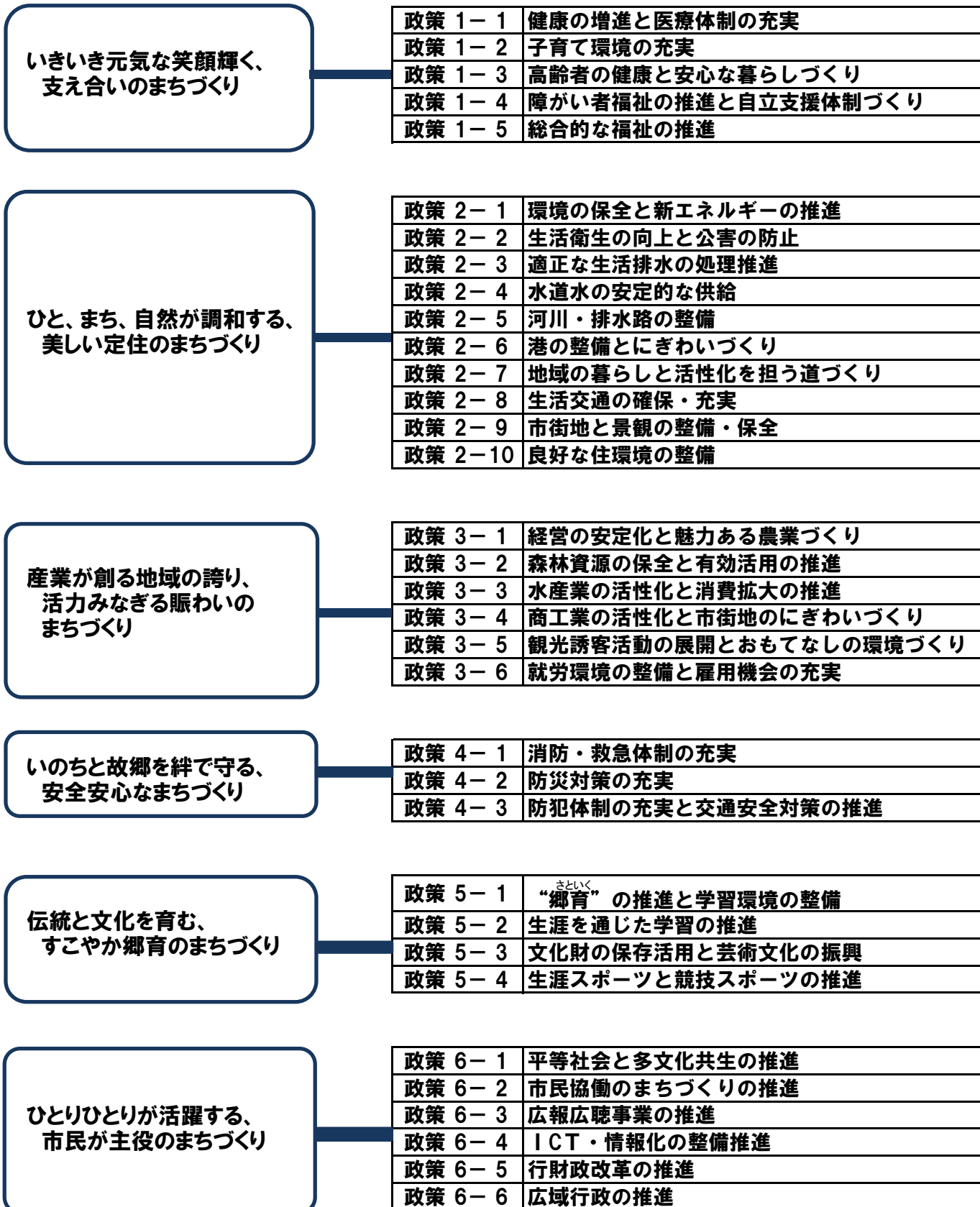


第 2 次村上市総合計画 基本計画〔案〕

第2次村上市総合計画基本計画の体系図

基本目標

基本計画



政策 1-1 健康の増進と医療体制の充実

■現状と課題

- 近年の主な死因及び医療費上昇の原因は「がん」、「心疾患などの循環器疾病」で、2号保険者(40～64歳)の介護申請理由の原因は「脳血管疾患」となっており、若い時期からの生活習慣病対策や疾病予防事業の強化が重要になっています。
- 本市の平成26年度の**特定健診**実施率は、39.9%と県内市町村国保の平均41.9%を下回っていますが、**特定保健指導**実施率は、48.0%と県内市町村の平均34.9%を上回っています。
- 医師の偏在や専門医(整形外科・産科・小児科など)の不足が顕著となっています。
- 高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の割合が高く、病院依存度が高い状況がみられ、在宅医療の充実が求められています。
- **二次医療**を担う村上総合病院の移転新築に併せ、地域医療体制の充実強化が求められています。
- 幼児、学齢期のむし歯有病率が県平均よりも高く、壮年期の歯周病有病率は約6割と高くなっています。
- 本市の自殺死亡率(平成26年度)は36.63で、国や県の平均より高く、県内でも死亡者数が高い地域となっています。
- 村上市国民健康保険の1人当たり医療費は毎年県平均を上回り、平成26年度は県内30市町村中、上から9番目に高い地域となっており、医療費抑制のための取り組みが必要です。

■政策の方針

- 「健康むらかみ21計画」及び「村上市食育推進計画」に基づき、生活習慣病対策を軸としながら**ライフステージ**に合わせた保健事業を実施します。
- 介護予防までを見据えた疾病対策を進めるため、特定健診やがん検診の受診率向上に努め、保健指導や健康づくりなどの取り組みを強化します。
- 地域の基幹病院としての診療体制の充実を図るために、医師会と連携しながら村上総合病院の移転新築に向けた支援を行います。
- 自殺予防対策として市民や関係団体の協力体制づくりと相談窓口の周知を図ります。
- 医療費の適正化と適正な受診を進め、国民健康保険等の安定的な運営を行います。



■市民等の協力や役割

- 特定健診、がん検診等の積極的な受診
- 生活習慣病予防として、健康教室等への参加や運動習慣づくりの実践
- 自殺予防のための見守り活動等への参加
- むし歯、歯周病を予防するために正しい歯みがきの実践や歯科医への定期受診
- 医療機関への適正な受診と**ジェネリック医薬品**の積極的使用



健康教室

■主要施策

1 生活習慣病の発症及び重症化の予防

- 検診を受けやすい体制をつくることなどにより、特定健診及びがん検診の受診率向上を図ります。
- 健診結果と連動したきめ細かな保健指導活動を実施し、疾病の重症化を防ぐ取り組みを進めます。
- 生活習慣病予防対策として、地域との協働による健康教育や、ライフステージに合わせた保健事業を実施します。
- 各種予防接種事業を支援し、感染症の拡大や重症化を防ぎます。

2 地域医療体制の充実

- 関係機関や関係団体と共に、専門医や医療資源の確保に努めます。
- 村上地域在宅医療推進センターや関係機関と連携し、**ICT**システムの導入などによる効率的な在宅医療の体制を構築します。
- 地域医療の充実強化に向け、村上総合病院の移転新築に対し必要な支援を行います。
- 救急医療体制の強化を図るため、**救急ワークステーション**や急患診療所の整備、充実に努めます。

3 歯と口腔の健康増進

- 歯科定期検診に関する普及啓発を行うとともに、歯科衛生士による歯科指導を関係機関と連携して実施します。
- 幼児期、学童期、思春期を通してフッ化物利用による歯質強化を推進します。

4 自殺予防対策の推進

- 健康教育や講演を通じ自殺予防に対する市民の知識や意識を高め、心の病気の早期発見に努めます。
- 相談窓口の周知や自殺予防に関する啓発活動に努めます。
- 関係機関と自殺予防ネットワークを構築し、効果的な自殺予防や自殺者の減少対策を推進します。

5 医療費適正化の推進

- 適正受診の推進や医療費の適正化に努めるとともに、ジェネリック医薬品の使用促進を図ります。

■主な目標値(指標)

項目	単位	現況値	H33目標値
特定健康診査実施率	%	39.9 (H26年度)	60
自殺死亡率(人口10万人対)	—	36.63 (H26年度)	22.0以下
国保被保険者一人当たりの医療費	千円	380 (H27年度)	437以下(伸び率115%以下)

政策 1-2 子育て環境の充実

■現状と課題

- 「村上市子ども・子育て支援事業計画」及び「村上市次世代育成支援行動計画」に基づき、子育てに関する支援の充実を進めてきました。
- 多子世帯への保育料軽減など、子育て世代への経済的支援を強化しています。
- 各種アンケート調査では、休日等に親子で遊べる施設などの設置を希望する声が高くなっています。
- 病児・病後児保育、3歳未満児保育、休日保育の拡充など、保育ニーズが多様化してきています。
- 平成26年4月から、あらかわ保育園で市内初の公設民営方式による運営が始まりましたが、入園希望も多く好評を得ています。
- 保育園の老朽化が進行している中、適宜改修工事を実施していますが、園児の安全と良好な保育環境を確保するため、計画的に施設整備を行っていく必要があります。
- 産婦人科や小児科の医師不足により、市内で子どもを産み育てるための医療環境が次第に縮小してきています。
- 3～5歳児の肥満出現率が県平均より高い状況です。また、精神発達や情緒行動に問題がある子どもが多くなっています。
- 乳幼児の健診体制や離乳食を含めた食育指導などについて、よりきめ細かな健診内容や相談支援が必要です。

■政策の方針

- 産婦人科、小児科等の医療体制の確保に努めるとともに、母子保健の充実に向けた環境づくり等について、関係機関と連携して取り組みます。
- ひとり親世帯や多子世帯などに対する経済的支援や、妊娠・出産・子育てに関する相談支援の充実など、多方面からの子育て支援により、安心できる子育て環境づくりを進めます。
- 保育園の適正規模の維持をはじめ、多様な保育ニーズに対応した保育環境の整備、保育サービスの充実にも努めます。



■市民等の協力や役割

- 子どもが安心して育つ家庭環境づくりの実践
- 子どものための保育園と保育環境づくりへの理解
- 子育てに関する地域の見守りへの協力
- 医療機関の保健事業への協力及び連携
- 妊娠、出産及び子育てに関する教育や研修会などへの参加

■主要施策

1 母子保健事業の充実

- 子どもの成長発達段階に応じた適切な保健指導を行うとともに、育児や健康の相談支援の充実に向けた体制づくりを進めます。
- 専門医健診により発達障害などの早期発見につなげるとともに、関係機関と連携した支援を推進します。
- 若い年齢での不妊治療の開始につながるよう、受診へのきっかけづくりを促進します。

2 保育環境の整備・改善

- 混合保育を解消し、子どもの成長に合わせた保育を行うため、保育園の統廃合を計画的に進めます。
- 老朽化した保育園の改修や駐車場の環境整備等を計画的に行います。
- 3歳未満児保育や延長保育、休日保育の拡充など、公設民営化を取り入れながら保育サービスの充実強化を図ります。
- 正規保育士比率の向上と研修機会の確保や研修内容の充実を図りながら保育士の資質の向上に取り組みます。
- 病児・病後児保育の円滑な運営に努めながら、施設拡充に向けて、関係機関と連携して取り組みます。

3 子育てを応援する環境づくり

- ひとり親世帯や多子世帯への経済的支援を行い、社会で子どもを育てる環境づくりを進めます。
- 子育て支援センターの開所日拡大などにより、親子で集える子育ての拠点としての機能強化を図ります。
- 子どもが安全に遊べる場所や親子が集える場所づくりを進めます。
- 学童保育所の施設整備を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
- 総合型地域スポーツクラブ等関係団体との連携を図り、子どもの体力向上や健康づくりを図ります。
- 仕事と子育てを両立できるように、市民や企業に向けワークライフバランスの推進を図ります。

■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
年間出生数	人	362 (H26年)	360
3～5歳児の肥満出現率	%	5.3 (H27年度)	5.3以下
子育て支援センター利用者数	人	29,751 (H27年度)	33,500
病児保育施設数(体調不良児対応型含む)	箇所	1 (H27年度)	4

政策 1-3 高齢者の健康と安心な暮らしづくり

■現状と課題

- 高齢化が加速する中、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増加し、日常生活に支障となる状況が懸念されています。
- 老人クラブの新規会員数の減少などにより、生きがいづくりや社会参加につながる老人クラブ活動が縮小しつつあります。
- **介護認定申請**の理由で最も多いのが認知症となっており、その原因となる疾病の予防や若い頃からの生活習慣病予防、発症初期からの適切な認知症の治療が特に重要となっています。
- 特別養護老人ホームについて、入所基準の改正により申込者は減少したものの、依然として待機者が多い状況です。また、在宅での生活を希望されている方も多く、待機者解消のための取り組みや在宅サービスについてより一層充実・強化が求められます。
- 介護サービスの担い手である介護人材が不足しており、有資格者等の確保が困難になっています。
- 介護サービスの利用件数が年々増加し、介護給付費が増加傾向にあります。



■政策の方針

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、高齢者が活躍する機会の拡大を進めます。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、**地域包括ケアシステム**の構築と生活支援体制づくりを進めます。
- 介護予防事業を推進するとともに、認知症高齢者への支援を進めます。
- 市民のニーズに応じて、在宅介護サービスの充実や施設整備を図ります。
- 介護職員の人材育成や有資格者の確保を支援します。
- 介護保険施設の計画的な整備を進める一方で、介護予防事業の推進や介護給付費の点検の実施により、介護保険の健全な運営に努めます。



■市民等の協力や役割

- 高齢者の見守りや生活支援への積極的な参加
- 福祉活動、ボランティアへの参加
- 健康診断の受診や健康づくり活動への積極的な参加
- 自治会やコミュニティなどを中心とした地域の互助を促進

■主要施策

1 健康寿命の延伸と生活支援体制づくり

- 生涯学習や老人クラブ活動、シルバー人材センター等への支援を通し、仲間づくりや生きがいづくり、高齢者の社会参加を促します。
- 医療や保健などの関係機関と連携を強化し、若い頃から健康診断や健康づくりに関する意識を高めながら生涯にわたる介護予防活動を進めます。
- 新潟リハビリテーション大学や**総合型地域スポーツクラブ**等と連携した事業実施により、より効果的な介護予防や健康づくりを推進します。
- 地域住民が中心となった通所型サービスの地域運営モデル事業を推進し、地域が主体となった生活支援の拠点づくりを推進します。
- 地域ボランティア活動のポイント制の導入に向けて、新たな支え合いのしくみづくりに着手します。

2 認知症対策の推進

- 介護保険認定申請理由の疾病状況(認知症基礎疾患)の把握により、基礎疾患に応じた保健指導事業を進めます。
- 認知症初期相談窓口の周知を図るとともに、「街中お年寄り愛所」などにより、認知症高齢者や徘徊高齢者を多面的に見守る体制を整備します。
- **成年後見人制度**の充実のため、市民後見人や法人後見事業所の育成を図りながら、その普及啓発や相談窓口の整備を推進します。

3 介護サービスの充実・強化

- 市民のニーズ等を勘案し、計画的な施設整備を進めます。
- 村上地域在宅医療推進センター等と提携し、**ICT**を活用した介護情報と医療情報の共有化を推進します。
- 資格取得のための費用支援などにより、介護職員の人材確保を進めるとともに、関係機関と協力し、介護職員の処遇改善や離職防止を図ります。

4 介護保険の健全な運営

- 健康づくり事業や介護予防事業の効果的な実施に努め、介護認定者数の増加の抑制に努めます。
- ケアプランの点検や医療情報との突合を行い、介護給付の適正な執行について内容を精査し、介護保険の健全な財政運営に努めます。

■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
通所型サービスの地域運営事業実施集落数	箇所	1 (H28 年度)	19
街中お年寄り愛所	件	77 (H28 年度)	100
法人後見事業所	件	—	1

政策 1-4 障がい者福祉の推進と自立支援体制づくり

■現状と課題

- 支援を必要としている障がい者やその家族に対し、市民や地域が主体となった包括的な助け合いの仕組みづくりが必要です。
- 障がい者のニーズが多様化する中、対応するサービスが少なく、十分なサービスが受けられない状況があります。
- 障がい者の就労先確保や日常生活での移動手段の確保など、障がい者の自立に向けた環境づくりが必要です。
- 障がいのある児童に対し、早期療育の実施や成長段階に応じた継続的支援が求められています。
- 障がい者に対する成年後見制度の理解や体制づくりを行う必要があります。
- 「障害者差別解消法(平成 28 年4月1日から施行)」について、市民への周知や理解を得る必要があります。

■政策の方針

- 障がい内容に応じた支援や多様な相談が受けられる体制整備を図るとともに、障がい者の自立を支える雇用環境や医療・福祉などのサービスの充実に向けて取り組みます。
- 障がい者の権利に対する普及・啓発の推進や地域支え合いの体制づくりを進め、障がい者への理解を深めるとともに、障がい者が安心して暮らせる取り組みを推進します。



■市民等の協力や役割

- 障がい者への理解
- 障がい者への見守りや生活支援に協力
- 障がい者の就労促進への理解と協力
- 市民後見人として登録や参加
- 虐待や生活困窮などの早期発見に協力

■主要施策

1 総合的な障がい者福祉の推進

- 医療・福祉・労働などの関係機関の連携強化により、障がいに応じたサービスの充実や障がい者支援拠点の整備に取り組みます。
- 障がいのある児童に対して早期発見や療育体制の強化に向けて、関係機関と協力した体制づくりを進めます。
- 企業や関係機関と協力しながら、障がい者を支える人材の養成や確保を進めます。
- 障がい者とその家族へ向けた相談支援や生活支援などの充実に向け、市民の協力を得ながら体制づくりを進めます。
- 障がい者への積極的な情報の提供と障がい者支援に対する意識の醸成を図ります。
- 関係機関とともに障がい者にやさしい社会基盤の形成を図ります。

2 障がい者の自立支援

- ハローワークや自立支援協議会等と協力して就労の場の確保に努めるとともに、障がい者への積極的な仕事づくりを図ります。
- 障がい者団体への支援や通院に対する交通費助成などにより、障がい者の社会参加と負担の軽減を図ります。

3 障がい者の権利擁護のための体制整備

- 障害者雇用促進法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法についての周知活動を行い、障がい者の権利に関する普及・啓発に努めます。
- 障害者差別解消法による対応要領を備え、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。
- 障がい者の成年後見人制度の周知や体制づくりを図ります。

■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
相談支援専門員数	人	11 (H27 年度)	15
法人後見事業所数	件	0 (H27 年度)	1
障がい者の就労移行者数	人	3 (H27 年度)	5

政策 1-5 総合的な福祉の推進

■現状と課題

- 村上市社会福祉協議会と協力しながら、ボランティアの育成や関係機関とのネットワーク形成を進めていますが、ボランティアの活躍する場や組織づくりをコーディネートすることが必要となっています。
- 不登校や退学などから引きこもりなどに至る子どもや若者に対する支援体制づくりが求められています。
- 家庭児童相談員が抱える相談内容が複雑・困難化しており、相談件数も増加しています。児童相談所などの関係機関との連携強化が求められています。
- 社会や家庭環境が複雑化し、相談などに幅広く対処しなければならないため、専門知識を持つ人材の活用が求められています。
- 生活保護世帯は年々増加傾向にあり、要因として傷病や高齢化、離職による収入減によるものが多くなっています。関係機関と連携した支援や指導に努め、自立を図る必要があります。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の問題が複雑化・深刻化する前に、相談窓口につなげる仕組みを構築していく必要があります。

■政策の方針

- 関係機関と連携し、地域における支え合いの醸成や地域福祉活動の推進に取り組みます。
- ボランティアの育成や活動を支える体制づくりに向け、村上市社会福祉協議会など関係機関と連携して取り組みます。
- 様々な悩みを抱える子どもや若者を支援し、自立を支援する体制づくりを進めます。
- 生活困窮者などへの相談体制の強化や関係機関の連携を図り、自立した生活に向けた適切な支援や指導を行います。

■市民等の協力や役割

- 地域のコミュニティや福祉活動への積極的な参加、協力
- ボランティアへの登録や参加
- 引きこもりなどへの理解
- 虐待行為の早期発見への協力
- 生活保護制度への正しい理解

■主要施策

1 地域福祉を支える基盤づくり

- ボランティアの育成やコーディネートの仕組みづくりを村上市社会福祉協議会などと協力して行います。
- 地域福祉計画の策定により、市民が主体となる福祉活動の推進や地域で支え合う体制づくりを図ります。

2 子ども・若者への支援

- 関係機関とのネットワークの強化や職員、支援者の知識・技術の向上に努め、相談支援体制の充実を図ります。
- 子ども・若者総合サポート会議などにより、市民への理解や周知を図りながら、悩みを抱える子どもや若者に対する支援の体制や手法を検討します。

3 生活保護世帯の自立助長

- 医療と介護の関係者と連携を図り、生活相談や健康相談による適切な指導に努めます。
- 生活保護受給者の実態に応じて、日常生活の自立や社会生活の自立、経済的自立に向けて支援を行います。
- 医療扶助の適正化に向け、受診指導などを実施します。

4 生活困窮者の自立支援

- 問題が複雑化・深刻化することを防ぐため、生活困窮者の発見・把握を関係機関と連携して行い、相談体制の強化やその周知活動に努めます。
- 生活困窮者の実情に即した支援ができるよう関係機関と連携した自立支援活動を行います。



■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
生活保護から自立した世帯数	世帯	19 (H27 年度)	27

政策 2-1 環境の保全と新エネルギーの推進

■現状と課題

- 地球温暖化が深刻な状況になっています。本市でも環境基本計画に基づき、恵まれた自然環境を守り、育み、次世代に引き継いでいかなければなりません。
- 環境保全を積極的に推進していくためには、環境に対する市民の関心を高め、環境問題に対する意識啓発を推進する必要があります。
- 本市には豊かな植生に支えられた多様な自然環境が残されていますが、中には希少だといわれる動植物が生息・生育しており、**生物多様性の確保**が求められています。
- 地球温暖化の原因となる**温室効果ガス**排出量を抑制し、安全で環境に対する負荷の少ない**新エネルギー**の普及拡大に取り組む必要があります。
- 温室効果ガス排出量を削減するためには、私たち一人ひとりが日常生活の中で工夫し、できることから省資源・省エネルギーに取り組む必要があります。

■政策の方針

- 本市の自然・風土に関する理解を深めるための環境保全活動を推進します。
- 環境問題に関する意識啓発の推進を図ります。
- 野生の動植物を保護し、生息・生育環境を大切にします。
- 地域特性に応じた新エネルギー及び省エネルギーの普及促進を図ります。

■市民等の協力や役割

- 環境フェスタ等の環境イベントへの積極的な参加
- エコドライブ等、日常生活でのエコ活動の実践
- 新エネルギーの積極的な利用

■主要施策

1 自然環境の保全

- 環境フェスタ等のイベントを開催し、自然環境保全への意識啓発を推進します。
- クリーン作戦や市民の清掃活動を支援し、環境保全活動を推進します。
- 平成32年度に第1次村上市環境基本計画が終了することから、第2次村上市環境基本計画の策定に向けた取り組みを行います。
- 希少な動植物を次世代に継承していくため、市民や関係機関と連携し、生物多様性の確保に努めます。

2 新エネルギーの推進

- 太陽光発電や**木質バイオマス**ストーブなど、市民への新エネルギー導入促進を図ります。
- イベントや広報等を通じて省エネルギーへの理解を深め、省エネルギーの普及啓発を図ります。
- 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会を運営し、地域の理解と協力のもと、岩船沖洋上風力発電の導入を推進します。



ボランティアによるクリーン作戦



ソーラーパネルによる発電

■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
環境フェスタ入場者数	人	500 (H27 年度)	600
温室効果ガスの年間総排出量	千t-CO2	489.9 (H25 年度)	435.4 (H32 年度)

政策 2-2 生活衛生の向上と公害の防止

■現状と課題

- 分別収集の徹底、収集品目の拡大により、ごみ減量に対する市民意識の向上もみられますが、今後も**循環型社会**の実現のため、ごみの発生抑制、再使用及び再資源化の促進が必要です。
- 平成27年3月に稼働した新ごみ処理場の持つ機能を最大限に活かし、更なる廃棄物処理対策の推進を図る必要があります。
- 不法投棄については、パトロールの実施により年々件数は減少してきていますが、今後も継続的な取り組みが必要です。
- 老朽化等により廃止した一般廃棄物処理施設について、安全安心な住民生活を確保するため、速やかに解体をする必要があります。
- ごみの安定処理のためには、安定して処分できる最終処分場の確保が必要不可欠です。このため、埋立量の減量化による取り組みを推進し、最終処分場の延命化を図る必要があります。
- 生活環境では、特に近年臭気の苦情件数が増加していることから、臭気測定等の環境測定を継続的に実施し、根本的な対策について取り組む必要があります。
- 火葬場は経年による老朽化が進んでいるため、今後、改修が必要です。
- 市営墓地において墓守のいない無縁墓が多くみられ、衛生管理上、景観上も好ましくない状況となっています。

■政策の方針

- 一般廃棄物処理基本計画に基づいて、廃棄物の適正処理を推進するとともに、一般廃棄物処理施設の適正な管理に努めます。
- 3R**(ごみの発生抑制や再使用、再生利用)を推進し、ごみの減量化やリサイクル率の向上を図ります。
- 臭気測定、水質検査等の環境計測を継続的に実施し、生活環境の保全を図ります。
- 火葬場の老朽化対策や墓地の衛生管理等、適正な運営を図ります。



3R 推進ロゴ

■市民等の協力や役割

- ごみの分別の徹底と排出抑制
- 不法投棄、悪臭及び水質汚濁等の情報提供
- 環境美化活動への積極的な参加
- 墓地の適正管理、無縁墓等の情報提供

■主要施策

1 3R(ごみの発生抑制や再使用、再生利用)の取り組み推進によるごみの減量化

- 分別の啓発と徹底により、ごみの減量化とリサイクルの促進を図ります。
- 増加傾向にある直接搬入ごみのうち、事業系ごみの現状把握と減量化に向けた取り組みを促進します。

2 一般廃棄物処理施設の適正管理

- 廃止した施設の計画的な解体工事を推進します。
- 焼却灰の再資源化等により最終処分場の延命化を図るとともに、適正に管理を行います。

3 生活環境衛生の確保

- 臭気測定や水質検査により、監視及び指導体制を強化します。
- 看板設置やパトロールの強化により、不法投棄を防止します。

4 火葬場や市営墓地の適正管理の推進

- 火葬場の大規模修繕や建て替えなど、今後の施設管理の在り方の検討を進めます。
- 無縁墓の調査を進め、整理を推進します。



村上市指定ごみ袋



小学生のごみ処理場見学

■主な目標値 (指標)

項目	単位	現況値	H33 目標値
家庭系ごみの総排出量	t	18,499 (H27 実績)	16,542
事業系ごみの総排出量	t	7,676 (H27 実績)	5,002
リサイクル率	%	20.8 (H27 実績)	28.5

政策 2-3 適正な生活排水の処理推進

■現状と課題

- 下水道整備計画については、平成30年度までの整備完了を目標に、引き続き村上処理区の管渠整備を計画的に進める必要があります。
- 公共下水道施設、農業集落排水処理施設の老朽化した施設については、計画的に更新し、機能を保持するほか、管路等の計画的な点検を行い適切な維持管理をしていくことが必要です。また、汚水処理施設の統廃合なども踏まえた効率的な汚水処理計画が必要となっています。
- 下水道の処理区域は拡大していますが、水洗化率は低い状況です。このため、住宅リフォーム制度の活用などにより、普及促進についての継続的な取り組みを進める必要があります。
- 昨今の集中豪雨時の状況を踏まえ、雨水計画の見直しを行い計画的な浸水対策への取り組みが必要となっています。
- 地区毎に異なっている下水道使用料については、基本料金を平成30年度までに段階的に統一しますが、従量料金は地区毎に異なった状況であり、水道料金の統一と合わせ、下水道使用料の改定作業を進める必要があります。
- 下水道事業の公営企業会計適用については、引き続き移行作業を進め、適用後は事業の経営・資産等を正確に把握することに努め、安定した下水道経営の実現に向けて、経営基盤の強化のための取り組みが必要です。
- 合併処理浄化槽維持管理助成金の導入により、これまで浄化槽の適正管理が促進されてきたことから、継続実施していく必要があります。

■政策の方針

- 下水道整備を計画的かつ効率的に実施するとともに、老朽施設の計画的な改築・更新など、適切な施設管理を行います。
- 近年増えている集中豪雨により発生する浸水被害を解消し、安全な生活環境の確保と浸水対策に向け、雨水計画の見直しを行います。
- 公共用水域の水質保全と快適な生活環境を確保するため、下水道や合併浄化槽の普及に努めます。
- 人口規模や排水量に応じた下水道事業の安定経営に努めます。

■主要施策

1 下水道事業の推進

- 未整備区域の管渠整備を実施し、未普及地域の解消を図ります。
- 下水道接続への普及・啓発に取り組み、水洗化の促進を図ります。
- 浸水防止対策に向けて雨水計画の見直しを行います。

2 老朽化施設の改築・更新及び統廃合

- 老朽化施設の計画的な改築・更新等により、施設延命、機能保持を図ります。
- 管路施設等の適切な維持管理に向け、点検の方法や頻度の事業計画を策定します。
- 人口動向等を考慮し、処理区の見直しや施設の統廃合等の検証を行い、維持管理費用抑制等の効率的な汚水処理を計画します。

3 下水道事業の安定経営

- 経営の透明性・健全性の向上を図るため、公営企業会計の適用に取り組みます。
- 経営・資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化、資産の適正な管理・運営に取り組みます。
- 基本料金の統一後、従量料金の統一を図ります。

4 浄化槽の普及促進及び適正な維持管理の確保

- 合併処理浄化槽整備区域の普及促進を図ります。
- 適正な維持管理者への負担軽減と公共用水域の水質汚濁防止を図ります。



村上市マンホールデザイン

■市民等の協力や役割

- 下水道事業に対する理解と工事などへの協力
- 下水道への接続
- 排水設備の適切な利用や管理などへの協力
- 合併浄化槽の適正な維持管理の実施

■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
整備面積進捗率	%	96.6 (H27 年度)	100
公共下水道水洗化率	%	66.5 (H27 年度)	79
農業集落排水水洗化率	%	80.9 (H27 年度)	85

政策 2-4 水道水の安定的な供給

■現状と課題

- 水道事業は、計画的な施設整備と適切な管理により安全安心な水の供給が図られていますが、老朽化した施設・設備を経営状況に配慮しながら計画的に整備していく必要があります。
- 災害に強い水道施設とするため、施設等の耐震化を進めるとともに水道管路図等を電子化する必要があります。
- 水道料金については、経営の基本となる経営戦略を策定し、それに基づき従量料金を統一する必要があります。また、簡易水道事業については、地方公営企業法を適用し、財務状況等の透明性を図る必要があります。



■政策の方針

- 将来にわたり安全安心で良質な水を安定的に供給するため、老朽化した施設及び設備の更新を計画的に行うとともに、簡易水道の上水道への統合を進め、安定供給に努めます。
- 災害に強い給水体制を確立するため、施設の耐震化や耐震管への更新を推進するとともに市内全域の水道管路図等の電子化を図ります。
- 中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するとともに、簡易水道事業については地方公営企業法適用化により財務状況等を明確にし、機動的で弾力的な公営企業経営に努めます。

■市民等の協力や役割

- 水道の適切な利用
- 水道本管工事などによる断水等への理解及び協力

■主要施策

1 老朽化した施設の更新及び統合

- 老朽化した浄水場等の更新、改修(耐震化含む)を推進します。
- 簡易水道の上水道への施設統合を図ります。

2 経年管路等の管理及び更新

- 経年管路等を年次計画で耐震管に更新します。
- 市内全域の水道管路図を電子化し、統一システムでの運用を図ります。

3 水道事業の安定経営

- 簡易水道事業は、地方公営企業法を適用するため資産把握を行い、財務諸表を整備します。
- 中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、それに基づき料金統一を図ります。



■主な目標値 (指標)

項目	単位	現況値	H33 目標値
配水池耐震化率	%	52 (H27 年度)	60
上水道有収率	%	85 (H27 年度)	88
水道料金の経常収支比率	%	108 (H27 年度)	110

政策 2-5 河川・排水路の整備

■現状と課題

- 河川・排水路等の危険箇所や浸水多発区域を計画的に整備し、豪雨時における浸水被害を未然に防止することに努めてきました。今後は、下水道事業による市街地の幹線雨水排水計画との整合を図りながら計画的に整備を進める必要があります。
- 「水辺の楽校」の維持管理や、荒川における「たんぼ(湧水ワンド)」の保全・再生等を通じ、自然と調和した河川環境の整備を図ってきました。今後も荒川における事業を推進するとともに、三面川水系についても地域住民、県、関係機関と連携し地域に根ざした川づくりを推進する必要があります。
- 河川、排水路内の土砂堆積や草木の繁茂による周辺環境の悪化、施設の能力低下が見受けられます。河川、排水路機能保全のため、周辺集落と連携し、維持管理の継続が必要です。



■政策の方針

- 計画的な雨水処理を行うとともに、集中豪雨による浸水被害を防止するため、下水道計画との整合を図り排水路改修を進めます。
- 流域連携を含む河川改修や水路整備により良好な水辺空間の形成に努めるとともに、地域住民の身近な親水空間として利活用できる取り組みを行います。
- 河川管理施設の老朽化対策として、維持管理・更新を計画的に行います。

■市民等の協力や役割

- 水辺周辺の清掃活動への参加や不法投棄防止への協力
- 河川除草の積極的協力
- 水辺を生かした市民活動への積極的参加

■主要施策

1 災害を未然に防ぐ河川・排水路事業の推進

- 河川の危険箇所を把握し、災害の未然防止に向けた整備を推進します。
- 計画の見直しや下水道(雨水)計画との整合を図ります。
- 国・県管理河川における未改修箇所の整備促進を図るため、早期完成に向けた要望を継続して行います。

2 施設の適正な維持管理の充実

- 定期的にパトロールを行い、施設の状態を把握し、必要箇所における堆積土の撤去、草木の伐採を実施します。
- 周辺集落との連携を保持し、継続的に維持管理を実施します。

3 自然と調和した河川環境整備の充実

- 施設の適正な維持管理を行い、魅力ある水辺空間を提供します。
- 国・県が管理する河川については、環境整備促進のための要望を引き続き行います。



■主な目標値 (指標)

項目	単位	現況値	H33 目標値
河川整備護岸整備延長	m	457 (H27 年度)	897
排水路整備延長	m	1,539 (H27 年度)	2,714

政策 2-6 港の整備とにぎわいづくり

■現状と課題

- 港湾施設については、航路や岸壁の水深確保のため、新潟県が冬期波浪による埋没対策である毎年度の港内^{しんせつ}浚渫の実施や、防砂堤事業に着手しました。引き続き、港湾の安全性の確保を図る必要があります。
- 港湾の利活用の面では、地元商工会が中心となり毎年開催される「みなとフェスティバル」や併設する荷捌き所や直売所での「さかなまつり」等の開催によりにぎわいをみせています。
- 「岩船港港湾振興ビジョン」に基づく海洋レクリエーション施設としてのマリーナ構想等の実現に向け、具体的な取り組みに着手する必要があります。
- 岩船港が国から「**みなとオアシス**」として登録を受けたことにより、港や地域の魅力を全国に発信し、港を中心としたまちづくりを進めていく必要があります。

■政策の方針

- 港湾施設の整備により船舶の安全運航の確保はもちろん、物流・産業拠点としての機能強化を図ります。
- 周辺の海岸環境の整備を行い、マリンレジャー施設の整備等、観光・交流の活性化による港周辺のにぎわい創出を図ります。

■市民等の協力や役割

- マリーナ等の整備に関する利用者としての理解
- 港で開催されるイベントへの積極的参加
- 行政と岩船港利用促進協議会の一体的な活動

■主要施策

1 港湾施設と海岸環境整備の保全と整備促進

- 県事業での港内埋没対策である^{しんせつ}浚渫事業を継続的に実施します。
- 漂砂による港内埋没や海岸浸食の対策としての防砂堤の早期完成を図ります。

2 にぎわいのある港湾・海岸の利用促進

- 港で行われるイベントについて、官民協働で新たなイベントの創設に向けた検討を実施します。
- 海洋レクリエーションの中心となるマリーナ等の早期整備を図ります。
- 港への誘導標識等の設置を促進します。
- イベント情報等の広域的な発信を促進します。

3 海上物流輸送拠点としての利用促進

- 岩船港利用促進協議会等と連携した**ポートセールス**を実施します。
- 港湾荷役を伴う企業の誘致を推進します。



写真：港フェスティバル



写真：粟島への定期航路(粟島汽船)

■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
防砂堤の整備率	%	5 (H27 年度)	100
イベント来客数	人	14,100 (H27 年度)	16,920
荷役取扱量	t	210,612 (H27 年度)	231,000

政策 2-7 地域の暮らしと活性化を担う道づくり

■現状と課題

- 日本海沿岸東北自動車道については、朝日まほろばインターチェンジまでの区間について供用開始となったほか、地域活性化インターチェンジとして、神林岩船港、村上山辺里、朝日三面のインターチェンジを設置し高速交通体系の整備が図られました。今後、地域の活性化のためにも村上山辺里、朝日三面インターチェンジのフル化へ向け取り組む必要があります。
- 神林地区の市道桃川牧目線が平成 27 年度に国道 7 号まで供用開始したほか、集落内の狭あい道路や通学路、橋梁の長寿命化を計画的に推進してきました。
- 朝日温海道路(日本海沿岸東北自動車道)の早期開通に向け地域と一体になり要望活動を進めるほか、市民ニーズの高い生活道路の適切な管理や橋梁の長寿命化を計画的に進める必要があります。
- 朝日温海道路の開通に合わせ、生活環境の向上と地域の活性化につながる休憩施設等を整備する必要があります。



■政策の方針

- 関連機関と連携して高速交通体系の整備促進に取り組むとともに、市道の安全性や利便性の向上のための整備を推進します。
- 日常生活において誰もが安全で快適に利用することができる道路交通環境の整備や維持管理を行うとともに、観光や災害にも対応した道路整備を推進します。



■市民等の協力や役割

- 高速道路の整備促進の要望および啓発活動
- 街路樹や道路緑地帯等道路施設の日常管理の協力、協働作業の積極的参加
- 道路管理者への危険箇所の連絡

■主要施策

1 高速交通体系の整備促進

- 朝日温海道路の整備に関し、推進協議会等との地元協議により円滑な推進を図ります。
- 日本海沿岸東北自動車道の沿線市町村と連携し、要望活動等による整備促進を図ります。
- 地域活性化インターチェンジのフル化による利便性の向上に取り組めます。

2 幹線交通網の整備促進

- 交付金事業などを活用し、幹線ネットワークの早期形成を図ります。
- 新潟山形南部連絡道路の関係機関と連携し、要望活動等による整備促進を図ります。

3 安全・快適な生活道路の整備促進

- 地域要望を考慮した整備計画の見直しと実施を推進します。
- 狭あい道路の舗装整備などを進め、高齢者や障がい者に優しい道路整備を推進します。

4 ひとにやさしい歩行空間の整備促進

- 交付金事業などを活用し、整備の促進を図ります。
- 通学路交通安全プログラムに基づき危険箇所の対策を実施し、通学路の安全確保を図ります。

5 道路の適正な維持管理の推進

- 市、市民、事業所、まちづくり協議会等との協働により、道路の環境整備を推進します。
- 道路インフラの現状を把握し、計画的に補修を行いながら機能の維持を図ります。

■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
幹線市道整備延長	km	6.53 (H27 年度)	7.70
歩道(歩行空間)整備延長	km	89.2 (H27 年度)	91.2
協働による道路環境美化協力団体数	団体	5 (H27 年度)	10

政策 2-8 生活交通の確保・充実

現状と課題

- 廃止路線代替バスに対する支援や、「村上市地域公共交通総合計画」におけるまちなか循環バス、通院支援デマンドタクシーの導入及び高校生への通学割引制度の実施により、より実態に即した生活交通の確保に努めています。
- 山北地区では医療関係の民間送迎バスが全集落を行き来するなど、独自のサービスが提供されていますが、生活環境の変化により新たな交通ニーズの発生が予想され、地域によってはより活用しやすい公共交通が強く求められています。
- バス車両の老朽化や乗務員の確保などバス事業者が抱える課題があることから、安定的な運行を継続するための具体的な手法の確立が急務となっています。
- 羽越本線高速化事業の一環で新潟駅の改修が行われています。
- 鉄道等、地域間をつなぐ交通体系の確保・充実への取り組みも、まちづくりへの視点の一つとなるため、関係団体及び関係自治体と連携を深め取り組みを強化する必要があります。

政策の方針

- 公共交通機関を必要とする市民の多様な生活様式や世代に対応し、利便性・快適性・交流性の高い移動環境の充実を目指します。
- 既存のバス路線をはじめ、デマンドタクシーや委託路線バスの維持・確保、鉄道と協調した利便性向上の検討や、環境への配慮からも公共交通の積極的な利用を推進していきます。
- 広域的交通体系の確保・充実のため、関係機関と連携を強化します。

市民等の協力や役割

- 市民による公共交通の積極的な利用
- 利用促進活動に協力

主要施策

1 生活交通確保対策の継続

- まちなか循環バスの運行に高齢者や障がい者などにも配慮した新型車両を導入します。
- 既存の交通資源を活用し、村上市地域公共交通活性化協議会で立案してきたデマンドタクシーや、委託路線バスなどの各種運行や通学割引制度を継続します。
- 公共交通利用者などの意見を反映させ、地域の実情に合わせた運行形態を模索します。
- 公共交通の活用方法の紹介など、啓発活動を推進し利用促進を図ります。

2 広域的交通体系の確立

- 本市への集客、円滑な都市間の移動、人的交流を実現するため、JR羽越本線、JR米坂線の利便性向上を関係機関と連携し促進します。
- 羽越本線高速化、米坂線整備促進、新潟空港整備推進等の各種同盟会との協力体制を継続します。



主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
まちなか循環バスの年間利用者数	人	13,558 (H27 年度)	14,558
せなみ巡回バスの年間利用者数	人	5,239 (H27 年度)	5,639
路線バス利用者数	人	144,222 (H27 年度)	151,434

政策 2-9 市街地と景観の整備・保全

■現状と課題

- 都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、都市計画道路の変更作業を進めています。今後も実態に即した計画的な土地利用を進めるとともに、都市計画マスタープランの達成状況の評価を実施する必要があります。
- 景観行政の推進には、市内の景観アドバイザーの育成や資質の向上なども必要となっています。
- 市内には、村上城跡や若林家住宅、町家、祭礼行事など歴史的資源が現存していますが、老朽化などが懸念されており、村上市歴史的風致維持向上計画や村上市景観計画に基づく景観行政の推進を図る必要があります。
- 歴史まちづくりの推進により地域の活性化や観光への集客効果が期待できます。
- 村上総合病院が駅西に移転する計画があり、村上駅前の区域が、空洞化、衰退しないよう移転後の跡地利用策や活性化策、及び駅周辺の土地利用や施設整備について検討する必要があります。
- コンパクトなまちづくりの方針に基づき、低未利用地の活用を図るための整備を行う必要があります。
- 市街地で集中する交通を効率的に集散させるための補助幹線道路等の整備や事業着手が困難な長期未着手道路の見直しの実施など、市街地内の交通環境も改善していく必要があります。

■政策の方針

- 豊かな自然や農地が保全され、歴史文化や景観が活かされた街並みが形成されるように、市街地と農村地域との調和のとれた土地利用を推進します。
- 各地の地域特性を活かした土地利用を進めるとともに、本市らしい魅力ある景観づくりを推進します。
- 人口減少や少子高齢化の進展を背景として、コンパクトシティの形成を念頭にいた土地利用を進めるとともに、地域特性や環境に配慮した適正な規制・誘導を徹底します。

■市民等の協力や役割

- 民間主導によるさまざまな街並みづくりの取り組み
- 歴史的景観保全への協力

■主要施策

1 歴史的風致維持向上計画及び景観計画に基づく事業の推進

- 良好な景観維持のための経費の負担軽減を図り、村上らしい歴史的景観の保全を推進します。
- 景観計画と連携しながら、歴史的建造物の保存・修理・活用と、良好な市街地環境や景観の保全・形成を図ります。
- 道路の無電柱化等により、まちなか回遊性の向上を図ります。
- 歴史的活動の継承と支援・普及・啓発を図ります。

2 村上駅周辺まちづくりの推進

- 地区内道路の整備を実施します。
- 駅東西を連絡する通路や駅東口及び西口の整備は財源確保等を含め、事業実施に向けて取り組みます。
- 大規模跡地の利活用について、引き続き検討を行います。
- 高速インターチェンジ等から駅西側へアクセスする幹線道路の整備に向け、関係機関と協議を進めます。

3 都市計画道路の整備

- コンパクトなまちづくりの方針に基づき、低未利用地の活用を図るための道路整備を推進します。
- 市街地で集中する交通を効率的に集散させるための補助幹線道路等の整備を推進します。

4 都市計画の見直し

- 今後も事業着手が困難な長期未着手道路の見直しを実施します。
- 都市計画マスタープランの達成状況の評価を実施します。



■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
景観形成助成金申請件数	件	9 (H27 年度までの累計)	40 (H33 年度までの累計)
建造物外観修景事業実施率	%	0 (H28 年度見込)	20
村上総合病院移転新築に伴う周辺道路の整備率	%	2 (H28 年度見込)	100

政策 2-10 良好な住環境の整備

■現状と課題

- 公営住宅については長寿命化計画により整備を進めていますが、特に老朽化が著しい公営住宅の整備手法の決定が急務となっています。
- 住宅の耐震診断及び耐震改修工事への補助制度を創設しましたが、改修工事に結びつかない現状です。市民の耐震対策に対する意識の醸成を図りながら、リフォーム助成事業などを利用した耐震改修の促進を図る必要があります。
- 快適な公園の維持のため、利用状況などに合わせた適切な管理が必要です。
- 適切な管理が行われていない空き家等を把握し、所有者に適正管理を行うよう助言・指導をしていくことが必要です。
- 空き家バンクの登録物件が不足しています。賃貸物件などの取り扱いも含め、検討が必要です。



■政策の方針

- 地域特性や気候風土に合った安全安心で快適な居住環境の形成を図るとともに、耐震化やバリアフリー等、住宅の性能向上のための支援や公営住宅の整備を促進します。
- 緑豊かで潤い安らぎのある生活環境の確保・維持のため、都市公園をはじめ道路緑化や公共施設における緑地等の適切な維持管理に努め、緑化に対する意識高揚を図ります。
- 空き家の実態調査を実施し、空き家の所有者に対して情報の提供、助言、勧告等を行います。
- UIJ ターン者の住宅や起業・創業スペース等の多様な需要喚起による中古物件や空き家の再生・利活用を進めます。

■市民等の協力や役割

- 自治会による共用部分の管理や住宅周辺の清掃活動等
- 身近な公園の管理の協力
- 空き家情報の提供
- 近隣住民同士の連携による空き家の適正管理
- 中古住宅等の利活用

■主要施策

1 公営住宅の整備

- 計画的な修繕の実施により、建物の長寿命化を図ります。
- 特に老朽化の著しい公営住宅の整備を計画的に進めます。

2 木造住宅の耐震性強化

- 市民の地震対策への意識醸成を推進します。
- 耐震診断、耐震改修に対する補助制度、リフォーム助成事業の活用により経費負担の軽減を図ります。
- 耐震性のない住宅の耐震改修や建替えへの推進を図ります。

3 公園の適切な維持管理

- 施設や遊具等の修繕を行い、安全な公園づくりを進めます。
- 憩いの場となる快適な公園を維持するため、市民の協力を得ながら公園の適切な維持管理を行います。

4 空き家バンク事業による定住・利活用の促進

- 空き家登録条件の緩和により、空き家バンク事業の登録件数の増加を図ります。
- 空き家バンク移住応援補助金の強化やお試しハウスの導入、起業・創業などでの利活用を進めます。

5 空き家対策

- 空き家の実態調査を実施し、現状把握を行います。
- 空き家等対策計画を策定し、所有者に空き家等の適正管理について助言・指導を行い、居住環境の保全と空き家の利活用を図ります。

■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
公営住宅の長寿命化計画の達成率	%	30 (H27 年度)	90
木造住宅の耐震診断申請者数	件	46 (H27 年度までの累計)	70 (H33 年度までの累計)
空き家バンク事業成約件数	件	20 (H27 年度)	40